

2005 年度事業計画

1. 概要

2004 年 3 月 10 日に開催された総会にて、「質的にも量的にも強い団体を目指す」という大方針を掲げた 2004 年度事業計画案が全会一致で可決された。「強い団体を目指す」ための具体的な戦略としては、プログラム協力、広報・マーケティングなど全ての分野で、世界連盟がもっている世界的規模のネットワークやノウハウを最大限に活用することとなった。定款変更、東京への本部機能移転、会計年度を暦年（1 月 1 日—12 月 31 日）に変更することなどの重要な決定が行われ、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが「質的にも量的にも強い団体を目指す」ために必要な条件を整えたことになる。2004 年度は、特に広報・マーケティング部門から世界連盟との緊密な協力関係が開始され、新広報・マーケティング部長のもと、2005 年度開始が予定されている世界連盟加盟国が全世界で展開中の事業に対するファンディング事業実施に向け必要な準備を行った。2005 年度の事業計画は、当該事業の本格展開が最重点計画となる。また事業部門でも、現実に世界連盟と共同事業として行ったイラン大地震救援事業にならい、アフガニスタンやネパールにおける教育事業などを世界連盟と良く連携を取って大きく進めていきたい。

2005 年度の海外事業は、各国別に行う事業は、基本的には、従来行ってきた事業の延長となり、引き続き海外事業プログラムの質の向上を図りたい。プログラムの質の向上に加え、世界連盟との共同事業の本格実施に合わせて事業国横断的な試みを新たに加えたい。具体的には、「戦禍の子どもたちに教育を」という世界連盟共通スローガンの下、アフガニスタンやネパールを初めとする地域で、戦争、テロ、内戦、戦争の後遺症などのために、実質的に教育を受けられない子どもたちに教育を確保するために積極的に参加したい。ベトナム、ミャンマーにて実施中の母子保健事業を含む栄養事業については、地域住民より高い評価を得ており、各国の事情に合わせて、ベトナムでは「乳幼児の総合的発達への取り組み」に深化させ、ミャンマーでは「子どもの健康と栄養事業」を継続、拡大させていきたい。また、緊急援助についても、日本にあるセーブ・ザ・チルドレン団体として、頻発する緊急事態に対応して、もっとやれることはないのかどうかについて、出来る限り追求してみたい。

2005 年度の国内事業については、2003 年度からテスト開始した日本国内の子どもへの事業「スピーキング・アウト - 一緒に話そう」を成熟したプログラムに成長させていく期間と考えている。「一緒に話そう」という副題が示すように、受講した子どもたちも参加

できる双方向のプログラムであり、世界の子どもたちの現況と一緒に考え、話すことで、子どもたちの抱える問題が日本国内で考えられることに大きな意義があると考えている。子どもの権利の実現を目指す立場から、より発信能力のある団体を目指したい。

広報・マーケティング事業の分野では、セーブ・ザ・チルドレンの認知度の向上、個人及び企業の新規寄付者の獲得と、既存寄付者の維持を目標として、さまざまな方法で、特にセーブ・ザ・チルドレン運動をご存知ない新規の潜在的な寄付者の皆さんに対する働きかけを強めていきたい。

最後に事務局組織についてであるが、2004年3月に事務局本部機能の東京への移転が行なわれた。移転に伴い事務局組織を3部体制に変更した。3部体制での役割の明確化がかなり進んだが、より一層の徹底を図りたい。財務・総務部については、専門能力をもつ部長の採用が遅れているが、2005年度第1四半期のできるだけ早い時期に採用し、管理力の伸長を図りたい。また、ちょうど2005年1月が、アフガニスタン、ミャンマー、ベトナム駐在事務所長の3年間の任期交代時期にあたるので、人事異動を行い、各事業地に清新な人材を配置し、各事業地に新たな刺激を与えることで、今までより1段上の事業実施を行いたい。そのためにも、職員のキャパシティ・ビルディング（能力向上）が極めて重要となる。

2. 事業内容

(1) 海外事業および国内事業

2004年度から引き続き海外事業のテーマは次の3点である。第一に海外事業のプログラムの質の向上。これはアライアンスからのノウハウや知見を積極的にSCJに取り入れていくことを含む。具体的にはSC スウェーデン、SC-UKなどが推進する「子どもの権利に基づくプログラム」、「グローバル・インパクト・モニタリング」などを取り入れていく。第二にアライアンスとの協力関係を深め、日本の団体として強みを持つ公的資金へのアクセスを活用して各国SCメンバーとの共同プログラムを推進していく。第三に子どもの権利の実現を目指す国際NGOとして、より発信するSCJを目指していきたい。

① ネパール事業

1) 2004 年度事業の総括

前年度（2003 年度）で栄養事業が終了し、また MDP の影響で本部から「自己資金」の増加配分が見込めなくなったことから、2004 年度は SCJ ネパールの事業全体を教育事業に一本化し、出生登録事業は教育事業の枠組みの中で小規模に継続した。

具体的にはアスマンおよび SCDC という二つのパートナー団体と共に、ネパール南東部の 3 郡（ダヌシャ、マホタリ、サブタリ）で、「子どもの発達を妨げるような労働からすべての子どもを解放し、学校に入学・定着させる（Getting Children Out of Work and Into School）」を目標に掲げて、諸活動を実施した。特に低位カースト児童の就学率向上およびドロップアウト防止に力を入れ、「補習学級」、「分校」（アスマンのみ）、「保護者学級」（SCDC のみ）を新規事業として開始した。

この結果、通常の公立小学校では、全生徒数に占める低位カースト出身者の割合が 25% 程度に留まっていたところを、新たに開設した分校では 2 倍以上の 53% にまで引き上げた。また入学後の出席率についても年間を通じて 70% を維持するなど、ドロップアウト防止の面でも一定の成果をあげた。

マネージメント面では、アスマンに対しかねてより SCJ からの財政的自立を求めているところ、同団体は米国のウィンロック財団から 2004～2005 年の 2 年間で計 10 万ドルの支援を受ける契約を結ぶことに成功し、財源の多元化に向けて大きな一歩を踏み出した。いっぽう従来一年毎に契約を更改してきた SCDC とは、より長期的な協力関係の樹立に向けて協議を進めた。

財政面では、大幅な赤字を計上した前年度の反省のうえに立ち慎重な予算運営を心がけたところ、収支均衡を達成した。

2) 2005 年度事業の概略

2005 年度は、「SCJ 事業部中期戦略 2005-2010」に基づき、CRP（子どもの権利に基づくプログラミング）の積極的な導入をはかる。具体的には「小学校教育を子どもの基本的な権利ととらえ、この権利を侵害するあらゆる児童労働を廃止すること」を目的に、教育事業全体を再構築する。CRP の代表的な評価ツールである GIM（グローバル・インパクト・モニタリング）を用いて、以下の 5 つの側面において実際的な変化を起こすことをめざす。

① 子どもの実生活上での変化

5-14 歳の就学率を 64%（2003 年）から 2005 年度末までに 79% まで引き上げる。

小学校入学後の出席率を 67%（2003 年）から 2005 年度末までに 75% まで引き上げる。

② 子どもの権利に影響を与える政策の変化

「児童労働者」の定義を、現行の「危険な労働に従事する子ども」から「学校に通っていないすべての子ども」に変える。この考えに賛同する団体・個人を増やす。

③ 子どもの権利を守る地域社会のキャパシティの変化

139 の集落で「児童労働者ゼロの村運動」を展開し、2005 年度末までに少なくとも 23 の集落で「児童労働者ゼロ」を達成し、当該集落の学齢期の子ども全員が小学校に継続的に通学するようにする。

④ 子どもに対する差別の変化

原則として、全ての活動に性別およびカースト別の達成目標を設定し、就学率および定着率における男女間およびカースト間の格差を縮小する。

⑤ 子どもの参加における変化

「子どもの参加」を事業全体においてメインストリーム化する。

マネジメント面では、アスマンに対しより一層の財政的自立を求めていく。SCDC とは長期的な協力関係の樹立を目指し、活動規模の拡大についても検討する。SCJ ネパール事務所は、ネパール政府の教育政策への影響力強化を目指してアドボカシー（政策提言）活動を本格的に開始する。

財政面では MDP に配慮して緊縮政策を取り、2003 年度予算から約 10%減に抑える。アスマン関連事業は JICA 草の根パートナー、SCDC は民間助成財団の資金を中心に充当する。アドボカシー活動は SC ノルウェー・ネパール事務所のアライアンス協力基金からの支援を受けて実施する。

事業名	事業計画概要・指標
SCJ 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童労働者」の定義を、現行の「危険な労働に従事する子ども」から「学校に通っていない全ての子ども」に変えることを目標に、アドボカシー（政策提言）活動を展開する。
アスマン事業	<p>①事業名称：公立小学校教育向上事業</p> <p>②対象地域：ダヌシャ郡およびマホタリ郡の計 30 ヶ村、79 学校区</p> <p>③対象人口：5-14 歳の子ども約 54,000 人</p> <hr/> <p><目的 1> 「すべての子どもは就労してはならず、学校に通わなければならない」という社会規範を形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業：保護者、学校教師、女性、若者らとの月例会議の開催。 ・ 指標：児童労働の全面廃止に賛成し行動する 48 のグループが結成される。その結果、20 の集落で「児童労働者ゼロ」を達成する。

	<p><目的2>すべての子どもを学校に通わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業：学校入学キャンペーン、編入学準備のための識字教室（28ヶ所）、低位カースト居住区での分校（19ヶ所）と補習学級（136ヶ所） ・指標：5 - 14 歳の子ども 5,223 人が新たに小学校に入学し、活動地域内の就学率が 79%まで上昇する。 <hr/> <p><目的3>入学した子どもの定着率を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業：補助教員派遣（130人）、教室新築（1校）、教室補修（4校）、家具支援（5校） ・指標：入学した子どもの 75%が継続的に通学する。また進級試験を受けた生徒の 89%が合格する。
SCDC 事業	<p>① 事業名称：公立小学校教育向上事業</p> <p>② 対象地域：サプタリ郡の4ヶ村、10の学校区</p> <p>③ 対象人口：5-14歳の子ども約4,000人</p> <hr/> <p><目的1>すべての子どもを学校に通わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業：学校入学キャンペーン（路上劇、家庭訪問等） ・指標：5-14歳の子どもの就学率が94%から96%に上昇する。 <hr/> <p><目的2>入学した子どもの定着率を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業：補助教員派遣（15人）、補習学級（37ヶ所）、保護者学級（25ヶ所）、低位カースト児童への奨学金（500人） ・指標：入学した子どもの出席率が72%から80%に上昇する。また進級率が80%から85%に上昇する。 <hr/> <p><目的3>公立小学校教育向上実現のため住民の能力を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業：子どもの権利条約やカースト差別問題に関する研修やワークショップ等の実施 ・指標：すべての子どもを労働から解放し教育を受けさせるために住民が各々の責任を自覚し、自発的に行動するようになる。その結果、3つの集落で「児童労働者ゼロ」を達成する。 <hr/> <p><目的4>子どもの出生登録を促進させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業：啓発ワークショップの開催、出生登録キャンペーン ・指標：活動地域内の出生登録率が上昇する。

② ベトナム事業

I. 概括・方針

1. 方針

2005 年はベトナム事務所にとっての転換期に当たる。現在実施中の 5 ヶ年戦略計画の最終年であり、1 年間の行動計画を実行する一方で、これまでの 5 ヶ年の成果を集大成していく。また、1995 年よりベトナム事業を開始して 10 周年に当たることを期に、事務所としてのこれまでの軌跡をレビューする。駐在員交代を期に、新たな視点から事務所の機能強化を促進し、2006 年から 2009 年までの 3 ヶ年戦略計画の開始準備に尽力する。

他アライアンス・メンバーとの協力を最低限維持する。

2. 事業の方向性

現行行動計画（2004～2005 年）を継続し、その目的である乳幼児の総合的発達促進およびライフスキル・保健・教育・実践的分野での子どもの権利推進を促進する。既存事業については、栄養改善に特化した取り組みから、乳幼児の総合的発達への取り組みへの移行、中学校までの教育分野での一貫した取り組みを意識した事業実施を行う。就学後の子どもの発達や小学校高学年の子どもの参加に関連する分野への取り組みも行っていく。

3. スタッフ・事務所管理

効率的な事務所運営・会計の実施・報告体制の維持・向上を図る。スタッフの能力開発には引き続き特に重点を置き、スタッフの研修機会や外部との折衝機会などを更に積極的に設け、スタッフらの自己研磨と向上心を促す。組織再編成を視野に入れた人事管理・事業運営・人事査定を行う。

4. アドボカシーとネットワークキング

ベトナム政府人民援助調整委員会が新しく就任した委員長の下、民主的かつ機能的な業務推進を行っている。SCJ は SC の一員として、また、本邦 NGO としては随一を誇る存在を示しており、ベトナム政府側に対するアドボカシーにも有利な状況にある。今後もベトナム政府側に対するアドボカシーを中央政府・地方政府双方に対し積極的に行う。

日本政府側へも、ODA・NGO 定期会合（四半期に一回）などを通してアドボカシーを行っていく。国際 NGO とのネットワークキングも諸会議への積極的参加などを通して推進する。各事業分野の会議には、ベトナム人スタッフが主体的に参加し、発言機会などを増やして SCJ の存在をアピールするとともに、スタッフ自身の訓練の機会とする。

5. 広報活動

事業の文書化やプレゼンテーション・スキルを維持・向上させ、これを更に引き上げ効果的な発信力を身に付ける。

II. 中期戦略（2001～2005 年度）

2005 年度は中期戦略計画の最終年度であり、この戦略計画にのっとり事業を実施する。なお、戦略は毎年末に翌年度以降の内容について現状に照らし見直し・改定を行っており、現行のものは 2003 年 12 月に改定したものである。2005 年の行動計画の骨子は以下のとおりである（2004 年からの継続）。

1. 上位目標

(1) 8 歳未満の子どもを対象とする早期総合的発達の分野において、子どもの権利条約内容の実施を推進する。

(2) 9～14 歳の子どもを対象とする保健・教育・ライフスキル・実践的分野において、子どもの権利条約内容の実施を推進する。

2. 具体的指針と活動内容

(1) 事業

具体的指針

- ・ 6～14 歳の子どもを対象とした効果的開発モデルの開発を行う。
- ・ 文書化を促進する（報告書、マニュアル、IEC 教材等）。

活動内容

	指標
各事業の事業経験から教訓や提言を引き出す。	各事業の評価調査や調査研究を行う。
各分野のコンサルタントを備上する。	外国人・ベトナム人コンサルタントを備上する。
主要な事業スタッフに研修機会を設ける。	海外・国内を問わず研修コースへの参加もしくは研修機会を確保する。
他事業国への視察旅行を行う。	スタッフを他事業国へ送る。
小学校児童生徒への事業拡張・フォローアップを行う。	既存事業を補う形で実施する。
新規事業地で新しく開発した教材や手法などを試し、内外のリソースを活用する。	定着させる。
各分野の専門性の高いコンサルタントを見つける	内外のネットワークの拡大と充実を行う。

事業レビューおよび評価を行う。	各事業の評価調査や調査研究を行う。
文書化を行い、また、広報媒体を作成する。	各事業について報告書や文書化を促進する。

(2) 事業パートナー

具体的指針

- ・ 政府・NGO 組織との協力体制を強化する。
- ・ ローカルパートナーの能力強化を行う。

活動内容

	指標
他 INGO や政府関係者らの事業視察を奨励する。	スタディツアーを実施する。
ワークショップや広報・アドボカシーを行う。	2004 年に広報ワークショップをレビューしたところ、その効果が低かったことが確認されたため、2005 年は広報のあり方について慎重に計画・実施する。
リーフレット等の広報媒体を作成する。	各事業のリーフレットを作成する。
事業モニタリングのための効果的システムを確立する。	月例会議(年 12 回) および四半期会合(年 4 回) を通しローカルパートナーとのモニタリングを継続・検討する。
事業管理・コミュニティ開発に関する研修を行う。	事業における研修機会の更なる提供と充実を行う。
ローカルパートナー間のクロスビジットを行う。	クロスビジットを実施する。
事業実施プロセスへのローカルパートナーの更なる参画を促す。	ローカルパートナーのインセプション・ミーティングへの参加や月例会議への積極的参加を前提に事業を実施する。パートナーの意見を十分に事業に反映させる。

(3) スタッフの育成・能力開発

具体的指針

- ・ 全スタッフの質と資格を高める。
- ・ より効率的業務のための業務環境の改善を行う。
- ・ フィールドワークの実態に合わせ、スタッフ配置計画を検討する。

- ・ スタッフの福利厚生を促進する。

活動内容

	指標
適した研修に参加する。	各スタッフに研修機会を提供する（海外出張、国内研修など）。
英語でのコミュニケーションスキル向上のためネイティブスピーカーのインターンなどの配置を検討する。	越僑インターン・ボランティアを配置もしくは視聴覚教材の導入などを図る。
ハノイ事務所でのボランティア・インターンのニーズを再考する。	ボランティア・インターンの配置計画を行う。
フィールドスタッフ配置の必要性をレビューし、必要に応じ雇用する。	四半期レビュー会合において協議する。
スタッフの健康診断を実施する。	健康診断を実施する。
健康管理のための行事を設ける。	リトリートを行う。年次休暇を必ず消化する。
適した交通手段の検討を行う。	フィールドおよびハノイでの安全な交通手段を確保する。

(4) 管理・会計部門の強化

具体的指針

- ・ 管理・会計部門の効率的運営を確立する。
- ・ 事業との実際的かつ透明性の高い協力を行う。

活動内容

	指標
管理・会計の円滑な実施を行う。	マニュアル（2004年に完成済み）に基づき実施する。
適切な労務管理を行う。	マニュアル（2004年に完成済み）に基づき実施する。
管理・会計スタッフの事業視察を定期的に行う。	事業視察を行い、事業への理解を促進する。
継続的情報交換・コミュニケーション促進を行う。	月例会議を実施する。
事業予算計画に積極的に参画する。	四半期ごとに事業計画・予算計画のレビューを行う。

透明性の高い最新の事業情報が提供される。

月例会議での情報交換を促進する。

III. 各事業の詳細

1. 子どもの発達事業

活動	指標
<p>1. モニタリングの継続</p> <p>1998 年より実施してきた総合的子どもの栄養改善事業は、現在は地元政府関係者らによる自主運営が行われている。栄養改善は、事業実施期間中に発現した成果に加え、それが事業終了後にどう維持されるかによって事業の本来の効果測定がなされることから、長期的な視点に立ったモニタリングや技術的助言を引き続き行う。</p>	イエンバイ省およびタンホア省の 4 郡 25 村での月一回の定期モニタリングの実施
<p>2. 複合事業の試行</p> <p>2003 年度より『子どもの総合的発達事業』を実施しているイエンバイ省ルックイエン郡 5 村のうち、2 村で就学前教育に関する事業を開始し、子どもの総合的発達を主眼とする複合事業形成を試行する（2004 年度に実施できなかったもの）。</p>	イエンバイ省ルックイエン郡 2 村 600 人を対象とする。
<p>3. 小学校保健教育事業（新規）の実施</p> <p>イエンバイ省 1 郡（未選定）で小学校保健分野への介入を行う。</p>	イエンバイ省 1 郡の約 2,000 人を対象とする。
<p>4. 既存事業の継続</p> <p>(1) イエンバイ省ルックイエン郡およびヴァンイエン郡での『子どもの総合的発達事業』を継続する。</p> <p>(2) イエンバイ省チャンイエン郡の就学前教育事業を継続する。</p>	3 歳までの子ども 4,000 名 6 歳までの子ども 600 名
<p>5. アライアンス協力事業の実施</p> <p>他 SC 組織（UK、US）との早期子どもの総合ケア発達事業を実施し、SCJ 事業の強化を行う（2004 年度にベトナム政府承認が下りず実施できなかったもの）。</p>	ルックイエン郡 5 村 2,000 人を対象
<p>6. 小規模貸付事業の継続</p> <p>イエンバイ省 3 郡およびタンホア省 2 郡における既存の貯蓄・貸付活動のモニタリングと技術的指導・助言を行う。</p>	2,000 世帯約 10,000 人を対象
<p>7. 小規模貸付事業の新規事業の実施</p> <p>イエンバイ省 1 郡において、新規事業を行う</p>	1,000 世帯約 5,000 人対

	象
8. 文書化の促進 事業成果の広報宣伝や文書化を促進する。	報告書の作成・出版

2. 参加事業

	指標
1. 事業の継続 通年授業総合学習授業の継続実施とその後の継続モニタリングを行い、子ども中心の教育方法を定着させる。	イエンバイ省チャンイエン郡とイエンビン郡の 8 校 3,000 名の子ども対象
2. 新規事業の実施 イエンバイ省チャンイエン群およびルックイエン群の中学校児童生徒を対象とし、夏期課外活動を実施し、子ども中心の教育方法を導入する。	約 4,000 名の子ども・教師・親・地元政府関係者
3. 評価調査の実施 通年事業の評価調査を行う。夏季課外活動および通年授業との組み合わせによる効果をも測定する。	評価調査の実施（夏）
4. アドボカシー 評価調査結果や事業実施内容についてワークショップを開催し、各方面に広報・アドボカシーを行う。	ワークショップの開催
5. 文書化の促進 事業成果の広報宣伝や文書化を促進する。	報告書の作成・出版

3. アライアンス協力

	指標
1. CFO 活動の充実 実施中の CFO 活動に関し、更に他 SC 組織との協力促進を図る。なお、緊急援助と HIV/AIDS については積極的な関与は行わない。 [現在実施中のアライアンス協力活動] (1) 子どもの参加 (SCJ より 1 名参加) (2) ECD/教育 (SCJ より 1 名参加) (3) HIV/AIDS (4) 緊急援助	各ワーキンググループの 会合への参加

(5) インフォメーション (SCJ より 1 名参加)	
(6) 管理会計 (SCJ より 2 名参加)	
2. 地域事業への参加 東南アジア地域で行う教育や保健などの分野でのワークショップやイベントなどに積極的に参加・関与する。	地域ワークショップ・地域会議への参加

③ ミャンマー事業

1) 2004 年度までの事業の総括

バゴ西管区ジゴン町、テゴン町の 16 村で実施した「子どもの健康と栄養事業」のフォローアップを行った。ボランティアの協力による毎月の体重測定、半年毎の身長測定を実施。配布した野菜の種子とニワトリのヒナの状況を調査した。また、ビタミン B1 欠乏症に関して、町の保健行政との協力を強化した。

ジゴン町、テゴン町では、新たに 40 村に事業を拡大すべく、PRA (参加型農村調査法) などによる事前調査、ボランティア選定を実施。2004 年度前半に拡大事業開始予定であったが、助成金採択の遅れから、2004 年度末になって、ようやく開始に至った。助成金採択を今年度始めと見込んでいたため、本格的な事業実施の予定が大幅にずれたことが予想外であった。

新たな事業地として、タイ国境のカレン州を選定し、事前訪問を実施した。本件は JICA より、草の根技術協力事業の採択内定をうけた。

JICA の協力を得て、7 週間にわたり参加型研修専門家の派遣を受けた。スタッフに対する指導および研修マニュアルの改訂を行い、スタッフの能力向上が進んだ。

2 年半にわたり、SC-UK 事務所を間借りしていたが、手狭になったため、ヤンゴン市内に独立した事務所を構えた。また、保健省との 2 年間の合意書が 2004 年 12 月末で失効することから、合意書延長のための交渉を開始。

国内の状況は、政府は民主化のためのロードマップを発表し、憲法制定のための国民会議を開催したが、自宅軟禁中のアウンサンスーチー氏率いる国民民主同盟が参加を拒否し、国際社会に失望感が広がった。その後、突然、首相が更迭され、首相の出身母体である軍情報部が解体、政府機関の人事異動が続いている。国民会議は来年に再開予定。

2) 2005 年度の事業の概略

バゴ西管区ジゴン町、テゴン町での「子どもの健康と栄養事業」を継続する。母親や村人の行動変容をより促進するために、研修マニュアルを改訂し、栄養給食の期間も延長し、内容に変更を加えるなど、事業内容改善の努力を続ける。

アプローチとしては、①「村人の参加、能力開発および行動変容」、②「村の保健従事

者の技術向上および能力強化)、③「正規の医療機関の強化」の 3 つを取る。具体的内容は、「正の逸脱」手法に基づいた栄養改善、子どもの疾病の予防と処置のための行動変容促進、助産婦の能力向上である。特に、村人と保健行政の対話を促進し、村人と保健行政が協力し合う関係作りのために、SCJ がファシリテーターの役割を担う。

また、新事業地カレン州で、同様のモデルに基づいた「子どもの健康と栄養事業」を開始する。カレン州では、分離独立を求める複数の少数民族グループが武装闘争を行っており、政府のサービスが行き届いていないため、子どもをめぐる状況は厳しい。紛争地帯での事業実施は政府によって認められないため、治安のよい村で活動する。政府との合意書に署名でき次第、来年度半ばより事業開始予定。町医務官と協力関係を築き、事業開始時より、町の保健行政の強化に取り組み、保健行政を巻き込みながら、事業実施にあたりたい。

新たな試みとして、栄養の技術的な分野で提言活動を実施したい。村ではビタミン B1 欠乏症が疑われる症状により死亡する子どもが見られるものの、ビタミン B1 欠乏に関しては、対策がとられていない。保健省と協力して、調査を実施の上、予防方法に関する提言を行う。

全般的に、子どもの権利に基づくプログラミングという組織方針に基づき、保健行政との連携・協力の強化および保健行政と村人の対話の促進に力を入れる。ミャンマーの政治状況下では、住民組織化は困難であり、NGO の活動も、サービス提供に偏りがちであるが、持続的な子どもの権利実現のために、住民や保健行政の意識向上・能力強化に取り組む。提言活動は、大きな政策決定に関わる事柄は難しいものの、栄養という限定的な分野で、技術的な提言を行うことにより、事業地を越えた全国的な広がりのあるインパクトを期待したい。

事業名	事業計画概要	目標値
バゴ西管区ジゴン町、テゴン町子どもの健康と栄養事業	・ 3 歳未満の栄養不良児に給食・栄養教育セッションを実施し、栄養不良児の割合が減少する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養不良児 520 人が給食・栄養教育セッションに参加する。 ・ 栄養不良児および授乳中の母親に、ビタミン B 剤、鉄シロップ、駆虫剤を支給する。 ・ 生命に危険がある重度の栄養不良児 25 人を病院で治療する。 ・ ミャンマー・ゴメス・チャートによる栄養不良児の割合が 45%から 30%に減少する。

<ul style="list-style-type: none"> ・栄養および保健衛生に関する研修を実施し、食事や保健衛生に関する行動変容を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児の母親および村人 1,700 人に 5 回ずつ研修を実施する。 ・栄養不良児の家庭 520 世帯に、野菜種子とニワトリのヒナを配布する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ハエ防止型トイレが普及し、下痢症の罹患率が減少する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2,400 世帯にハエ防止型トイレが設置される。 ・学校に計 40 基のハエ防止型トイレが設置される。
<ul style="list-style-type: none"> ・サブ・ルーラル・ヘルス・センター建設、医療廃棄物用焼却炉建設、井戸設置、吸引機およびレントゲン機の供与により、保健行政の医療サービスが向上される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サブ・ルーラル・ヘルス・センター13ヶ所（対象人口 50,000 人）を建設する。 ・医療廃棄物焼却炉を町病院、ステーション・ホスピタル、ルーラル・ヘルス・センター10ヶ所に建設する。 ・ステーション・ホスピタル 2ヶ所に吸引機を、ステーション・ホスピタル 1ヶ所にレントゲン機を供与する。 ・建設するサブ・ルーラル・ヘルス・センター13ヶ所および他の医療施設 3ヶ所の計 16ヶ所に井戸を設置する。
<ul style="list-style-type: none"> ・助産婦と産婆がよりよい保健サービスを提供できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助産婦 45 名と産婆 60 名に研修を実施する。 ・助産婦 45 名に助産婦キットを支給する。

カレン州子ども の健康と栄 養事業	・ 3 歳未満の栄養不良児に給食・栄養教育セッションを実施し、栄養不良児の割合が減少する。	・ 栄養不良児約 150 人が給食・栄養教育セッションに参加する。 ・ 栄養不良児および授乳中の母親に、ビタミン B 剤、鉄シロップ、駆虫剤を支給する。 ・ 生命に危険がある重度の栄養不良児を病院で治療する。 ・ ミャンマー・ゴメス・チャートによる栄養不良児の割合が 45%から 30%に減少する。
	・ 栄養および保健衛生に関する研修を実施し、食事や保健衛生に関する行動変容を促す。	・ 3 歳未満児の母親および村人 500 人に 5 回ずつ研修を実施する。 ・ 栄養不良児の家庭 150 世帯に、野菜種子とニワトリのヒナを配布する。
ビタミン B1 調査	・ ビタミン B1 欠乏に関して、保健省や他団体に啓発を行い、予防方法を提言する。	・ ビタミン B1 欠乏の調査を実施し、保健省や他団体と協力して、予防方法を提言する。

④ アフガニスタン事業

1) 2004 年度までの事業の総括

SCJ は 2002 年はじめに SCUS と共同でアフガン北部サリプル州で緊急食料援助を実施し、2002 年 2 月にはアフガニスタン事務所を設立した。23 年間続いた戦争・内戦が終結しアフガニスタンが国際社会の大きな支援を得て新たな国づくりの途についたばかりであった。長く続いた紛争と早魃で国内は破壊・疲弊の極みに達し、膨大な支援ニーズがあるものの、まとまったデータもなければ情報も散在し、国や援助機関の長期開発方針も定まらない混乱のなかで、各々の団体は自らの役割を見出してできることから取り組んでみるというほかなかった。

そのような中、SCJ はバーミヤン、カブール、ロガールの 3 県において学校建設、教員研修、識字教育、地雷回避教育、平和教育、学校家具供与など複合的な教育支援事業に取り組んできた。活動は次第に、アフガニスタンの中でも著しく教育レベルが低く貧しいといわれるバーミヤンに収斂することとなり、この地域の教育復興の一端を担うことが SCJ アフガニスタン事業の主要な柱となった。それらの活動は学校建設などの教育施設を整える他、地域住民、教師、教育行政官などの能力を高め彼らとの協力関係を構築する

ことに力を注ぐ形で行われた。

これにより特に教育業界における地元関係者との協力関係を深め教育の機会拡大と質向上のためのインプットを幅広く実践したことは紛争後の教育再開のために積極的な意味をもたらしたが、それが子どもたちの権利の実現にどのように益したかという客観的な事実の測定・分析などはいまだ十分とはいえず先送りしてきた反省が挙げられる。

2004 年度はアフガニスタン初の国民投票による大統領選挙が実施された。民主的な選挙プロセスを経た大統領が選出されたことはアフガニスタンの歴史にとって大きな転換点でもありこの国の再建に向けてまた大きな一歩を踏み出したといえよう。しかしながら、治安の悪化は国民の生活を不安にかりたて、ことに国際機関の活動を脅かし制約する結果となった。SCJ もロガールでの活動を中断したまま再開の目途はまだたっていない。

また難民として近隣国に受け入れられていた人々の帰国政策が推し進められ、大量の難民がアフガニスタンに戻りつつある。人口の急増と物価の高騰、就職難、帰還民と地元住民間の摩擦など、アフガニスタンに住む人々の暮らしはまだまだ困難が予想される。

2) 2005 年度の事業の概略

SCJ のこれまでの活動形態はエリアが広域にわたりかつ事業の種類も多いため、組織の力が分散し十分なモニタリングや議論を尽くせないという難点があった。限られたリソースを十二分に活用しより効率的で質のよい事業を行っていくためには活動の中核となる事業内容を絞り、ゴールを明確にしそのためのプロセスを吟味しつつ、必要とされるスタッフ能力開発を行っていく必要がある。

また、アフガン政府各省庁の政策書等により各分野の中長期ビジョンが徐々に固まりつつある昨今、外国政府や国際援助機関も長期なコミットメントや戦略を打ち出してきた。そのような流れも踏まえて、SCJ は『基礎教育の機会拡大と質の向上』をアフガニスタン事業の長期的優先課題と位置づけて取り組んでいく。これはセーブ・ザ・チルドレン世界連盟が重点的に推進しようとする『戦禍の子どもたちに質の高い教育を (Quality Education for Children in Crisis)』とも一致するものである。

バーミヤンの女性識字率は約 2%、男性約 15% (2003 年 Solidarités 調査) と報告される。2005 年度におけるアフガニスタン事務所の活動は、アフガニスタンの中でも著しく教育水準の低いこの地における教育事業を引き続き推進していく。具体的には、学校建設、学習環境整備や識字教育の拡充を図り教育機会の拡大を目指すとともに、小中学校の教員に対する教授法および内容理解促進の研修を実施し初等教育の質の向上を支援する。また国連機関や現地 NGO と連携しながら平和教育を行うことによって、20 年以上にわたる紛争や長年の早魃がもたらした民族間、地域間の緊張や対立の融和し、相互和解を促進する。これらの事業は子どもの権利学習やスタッフ研修、子どもの状況調査により補

正・補強し、子どもの権利実現のための目的意識と事業戦略の共有化を図る。

事業名	事業計画概要	目標値
学校建設	バーミヤン県バーミヤン郡にて前年度から継続中の小学校 1 校の工事を再開し完成させる。また同県サイガン郡で唯一の中等教育を担う小中高併設男子校の校舎建設をめざす。またこれにより、現在男子児童が使用している校舎に女子を移し、女子児童の教育環境の向上と女子教育の促進を図る。いずれも地元で入手可能な建築資材を用いた建築手法を用いる。	すでに在籍している 1,240 名、および完成後 3 年間に就学する予定の 750 名(合計 1,990 名)の学習環境が改善する。また現在テントや屋外で授業を受けている 300 名の女子に適切な学習環境をあらたに提供する。
学習環境改善	バーミヤン県およびロガール県において、教室の机椅子、備品などより充実した学習付帯設備、および教材や文具、図書の設置支給を行う。	(未定)
識字教育	カブールでは学齢期をすぎて小学校に入学できない女子を対象にした識字教室を継続する。また、バーミヤンでも 10 代以上の女性を主対象とした識字教育を開始する。教育省識字局認定の教科書にもとづき毎日 1、2 時間ずつダリ語と算数を教え、学年末に学力到達テストを実施する。バーミヤンにおいては他団体を含めてもまだ実績が少ない事業であり、現地の実情にあわせた識字教育運営のあり方や有効な施設についてのニーズ調査を行う。	カブールでは 700 名の女子が識字コースに出席し、学年末試験で 80% 以上の合格を目指す。バーミヤンでは延べ 750 名の女子が 2 学年分のカリキュラムを終了し、 70% 以上が合格する。
教員研修	バーミヤン県下の小学校の現職教員を対象とした教授法短期研修 (3 週間) と、中学校理数科教師研修を実施する。特に遠方の女性教師の参加を促す。夏季には県下の学校で児童生徒の理解力思考力を客観的に測定できるベースライン調査を行い、今後の事業の指標としていく。 さらに中央政府の教員研修政策と歩調をあわせ、バーミヤンでの教師研修・教員養成における SCJ の長期的な重点分野と役割を決める。	小学校教員 100 名、中学理数科教員は 160 に対して 2 回の研修を行う。学力調査は学年に応じて習得すべき生徒の学力の到達度を調べ報告書を作成する。また教員研修分野の SCJ 長期戦略を設定する。
平和教育	UNHCR (国連高等難民弁務官事務所) が実施し	平和委員会が定期的に

	<p>ている民族共存・平和構築事業の一環としての平和構築教育の部分を担当。前年度に行った平和教育研修の対象地域において、さらにその理解を広め相乗効果を高めるために対象住民を広げて平和研修を行う（研修対象や回数についてはUNHCRと協議中）。</p> <p>また、前年度発足した地域平和委員会の活動をモニターし、住民間の対立・衝突の解決に向けた平和委員会の調停機能を支援・強化サポートする。</p> <p>これらの活動にはアフガニスタン内で平和教育に取り組む他団体との連携をはかり、彼らと経験をシェアし学びあうプロセスを重視する。</p>	<p>会を開き、地域の争い・もめごとの調停プロセスに介入し、そこで得られた取り決めや解決策が地域の中で尊重される。また紛争調停者としての女性の役割が地域で認識され評価される。</p>
調査	<p>バーミヤンにおいてこれまで事業を行った地域を中心に、教育、保健衛生、家庭状況等に関わる戸別訪問アンケートを前年度より継続し、データを収集分析する。これらは今後のSCJアフガン事業戦略の参考とするともに、現行事業のありかたを見直す材料とする。また、バーミヤンで活動する諸機関に情報公開してデータの有効利用を促す。</p>	<p>約1,000件のアンケートを集計分析し、報告書を英語とダリ語で作成する。またそれを元に現行事業の見直しを行う。</p>
子どもの権利および研修	<p>現地スタッフおよび関係省庁職員、学校教員、国際援助機関スタッフ、地域の子どもたちを対象に子どもの権利に関する研修を行う。特にSCJスタッフには「子どもの権利に基づくプログラミング」や事業実施能力向上のためのスキルトレーニングを行う。これらはセーブ・ザ・チルドレン世界連盟のリソースを最大限活用し、相互交流の機会を増やすことによって理論だけでなく実践面の経験共有から学ぶ場を設ける。</p> <p>また、03年度に行われたバーミヤン子ども会議、04年度のカブール子ども会議を受けて、バーミヤンの子どもたち発案の事業を実現する。</p>	<p>延べ100名対象の子どもの権利にかかわる研修を行う。さらにSCJスタッフに1回以上の他団体事業視察もしくは研修に参加する機会をもうける。</p> <p>また、子ども会議を受けてバーミヤンの子どもたちが提案した事業を実現する。</p>

⑤ 国内事業

1) 2004 年度までの事業の総括

2004 年度は、2003 年 9 月より実施し始めたスピーキング・アウト事業を東京・大阪にて本格的に実施した。東京・大阪の計 31 ヶ所にて、主に小・中学生を中心とするのべ 2,442 人にボランティアのべ 145 人が対応した。

スピーキング・アウトの依頼者を開拓するのが想像以上に困難であったこと、また、スピーキング・アウト 1 件の実施に対し、スピーカー募集・プログラム作成・リハーサルと最低でも 2 週間は要することから、昨年度末に想定した当初の目標数はこなすことができなかったが、上記の実施先ではいい評価を得ることができ、ほぼ全ての依頼者より 2005 年度以降の継続実施を求められている。

東京では、学校現場からは「国際理解教育」の一環としてスピーキング・アウトを依頼されることが多かった。ただ依頼者が高校の場合は、単なる「国際理解教育」にとどまらず、NGO で働く人やボランティアする人の生き方を知るといった「キャリアカウンセリング」の要素を求められる一方、ボランティアセンターからの依頼では、「ボランティア教育」の一環として、ボランティアの主体的な行動により実施されているスピーキング・アウトを参考にするための依頼を受けることもあった。

大阪では、その地域性から学校現場で「人権教育」が根付いているために、「子どもの権利」という観点からスピーキング・アウトの実施を依頼されることが多かった。依頼先の中には数年前に児童殺傷事件が起こった大阪教育大学附属池田中学校なども含まれており、年度後半からは 2～3 回連続して実施するプログラムを作成することにより、よりきめ細かく子どもたちに対応することができた。

このようにおおむねスピーキング・アウトは順調に実施されたが、「子どもの権利」という観点からのプログラムの充実、より多くのボランティアの確保、実施機会の拡大といった意味では、課題も残っている。

財政面では、昨年度は依頼者に費用負担を特に求めていなかったが、2004 年度は少なくとも派遣するボランティアと職員の交通費の負担を求めたことにより、ほぼすべての実施先で依頼者に費用を負担してもらうことができ、来年度以降のスピーキング・アウトの予算として計上することができた。

2) 2005 年度の事業の概略

スピーキング・アウトを引き続き実施し、日本国内でのスピーキング・アウトの意義を高められるよう、事業の充実また安定化をはかる。またさらには今後に向け、日本の子どもたちのための直接的な事業の実施なども念頭にいれながら、日本の子どものリサーチなどもできる範囲で実施していきたい。

マネージメント面では、スピーキング・アウトのコンセプトに忠実であるよう事務局が総括を担っていく一方で、プログラム作成や実際のスピーキング・アウトの実施に関わるボランティアのスキルアップ、より主体的な参加、さらなるボランティアの育成を行える

よう努めなければならない。

財政面では、プログラムの充実や実施機会の拡大のため、2004年度より若干多めの予算を組む。また、現在のスピーキング・アウトの予算が2006年度までの実施のみを見込んでいるために、2007年度以降予算のファンドレイジングの可能性を探るため、企業や教育委員会など新規ドナーの獲得を模索する。

項目	事業計画概要	目標値
実施機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・スピーキング・アウトの安定した実施をめざす。なるべく2～3回の連続した形での実施を目指し、依頼者（教師等）と連携し、依頼者側の通年カリキュラムの中にきちんと位置づけられるようにする。 ・学校関係者、親、子どもに関わる団体、自治体等とのネットワーキングを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間のべ5,000人の裨益者 ・月2～3件の実施
プログラムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム内容にSCの活動現場における世界の子どもの声が反映されるよう、各事業地と連携し、またアライアンスからの情報もうまく取り入れていく。 ・ある程度固まったプログラムは、文書化し、実施に必要な備品をきちんと制作する。 ・国内で子どもの権利をより広く啓蒙できるように、国際理解にとどまらず、子どもの権利に主点をおいたプログラムの作成を行う。 ・ワークショップ形式を積極的に取り入れることで、子ども自身が権利の主体者であることを実感できるようにする。同時に大人へのワークショップも実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員による最低2カ所の事業地取材出張 ・2～3個のプログラムのキット化 ・のべ100名の子ども・大人へのCRCワークショップの実施 ・子ども向け「子どもの権利」の本を1冊制作
ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・SC-UKを参考に、スピーカー向けのマニュアルを作成し、スピーカーの養成を迅速に行えるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京&大阪、各40名のスピーカー養成

	<ul style="list-style-type: none"> ・東京と大阪のプログラムのクオリティ・コントロールも兼ねて、ボランティアのスキルアップのための合同ワークショップを実施する ・ボランティア自身がプログラム内容を深く理解し、プログラム作成にもより積極的に関わられるよう、現地駐在職員による事業地報告会を定期的を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京&大阪、計 40 名のボランティアのワークショップへの参加 ・各事業地に関し、最低 1 回は報告会を実施
子どもの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・スピーキング・アウトの「立案・実施・モニタリング・評価」に関わる子どもたちを募り、スピーキング・アウト KIDS グループを立ち上げる 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京&大阪、各 10 名の子どもボランティアの育成
モニタリング・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートのみならず、作文やインタビュー等で子どもや依頼者の率直な感想を引き出し、最終的にはスピーキング・アウト活動レポートとしてまとめる ・外部にプログラム内容を評価してもらうべく、コンクールに参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動レポートを最低 1 回は作成 ・外部で実施されているコンクール 2 件への応募

(3) 広報・マーケティング事業

2004 年度は世界連盟加盟国が全世界で展開中の事業に対するファンドレイジング事業 (MDP=Market Development Program) の実施準備とコミュニケーションの質の向上を行った。具体的には、4 月より、マーケティングの専門家を新広報・マーケティング部長として採用し、長期的マーケティング (ファンドレイジング) 戦略の設定、リソースを最大限効果的に使うプロセスの設置、誰にでも理解できるコミュニケーションの整備の一環として、広報誌とホームページの改定を行った。また 2005 年からファンドレイジングの本格展開のリサーチのため、新寄付パッケージのテストマーケティングを 12 月に実施した。

2005 年は、セーブ・ザ・チルドレンの認知度の向上、個人および企業の新規ドナーの獲得と、既存ドナーのメンテナンスを目標とし下記の戦略で実施する。

1. 企業サポート、個人サポート、コミュニケーションの 3 つに組織を分けることによる、役割を明確化。
2. 適宜なりサーチ、およびデータベースを屈指して効率的なりソースの利用
3. ダイレクトメール、インターネット、広告パブリシティ等、新しいチャンネルで

の新規ドナーの獲得

4. 新しい寄付パッケージや寄付の支払い方法を導入により、ドナーの寄付への窓口の拡大化
5. コミュニケーションの質やドナーサービスの整備、インターネットや媒体の最大活用による、セーブ・ザ・チルドレンの認知度および信頼度を拡大化

なお、2004年度当初重点戦略としていた、セーブ・ザ・チルドレン・グッズのサブライセンス案件に関しては、長期的な視野、セーブ・ザ・チルドレンブランドの価値、クオリティ・コントロールを考慮した展開へスイッチする。

また、2005年は新しい試みが多い為、リスクヘッジと職員のスキル構築もかねて、小規模でのテスト→評価→改善→本格展開の順番で活動を行い、2006年度以降のさらなるファンドレイジング拡大の足がかりとする。